

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会  
建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ  
社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 省エネルギー判断基準等小委員会  
合同会議（第8回）

平成27年11月16日

（事務局） それでは、定刻になりましたので、第8回合同会議を始めさせていただきます。

本日はご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私、事務局を務めさせていただきます〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、マスコミ等の取材希望がありますので、よろしくお願いいたします。

また、カメラ撮りにつきましては、議事が始まる前までとなっておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

なお、資料及び議事内容は委員の名前を伏せた形で、インターネット等において公開することといたしておりますので、あらかじめご了承願います。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元にごございます議事次第をめくっていただきますと、裏面に配付資料一覧と書いてございます。配付資料一覧に資料番号が書いてございますけれども、配付されている資料と相違がないかどうか、ご確認いただければ幸いです。

不足等ございましたら、事務局までお申しつけくださるようお願いいたします。

また、本日、委員の出席状況でございますけれども、〇〇委員、〇〇委員はご欠席でございます。

カメラ撮りはここまでとなっておりますので、以後よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、〇〇議長、議事の進行をお願いいたします。

（議長） 皆様、大変お忙しい中ご出席賜りまして本当にありがとうございます。

本日の議題は、建築物省エネ法に基づく基準の整備についてほかでございます。

本日提出されている省令・告示案は、これまでこの合同会議でいただきましたご意見と前回の合同会議終了後に行いましたパブリックコメントの結果を踏まえて修正されたものでございます。

いただきましたご意見に対する国土交通省及び経済産業省の考え方について取りまとめられましたので、事務局より説明をいただき、再度皆様からご意見を頂戴して、今後国土交通省と経済産業省において、省令・告示として決定される予定ですので、よろしく願いいたします。

では、議事に従いまして、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) 事務局の〇〇でございます。

それでは、資料2から5につきまして、まとめて説明させていただきます。まず、資料2をめくっていただければと思います。こちらは、10月7日から11月5日までということを実施しましたパブリックコメントの結果、それからそれに対する対応方針ということになってございます。いただいた意見としましては、96の個人・団体から116件の意見をいただいているところでございます。

それでは、ページをめくりまして1枚目からご説明させていただきます。

まず、最初のところは、国土交通大臣が定める基本方針案に関する意見ということになってございます。まず、1つ目の意見としまして、省エネ化の意義等についてきちんと消費者、建築主等へ周知を図るべきだというようなところでございまして、これは原文を維持ということで書かせていただいていますけども、既にご指摘のように記載しているところでございますので、それはそのように対応していきたいと思っております。

それから、2つ目のところです。申請者向け、審査者向けのマニュアルの整備ですとか、モデル建物法の適用すべき用途のルールなど運用ルールの統一が必要という意見をいただいております。これにつきましても、きちんと審査体制、それから実態を踏まえて設計、施工や審査等を行う技術者の育成に努めると記載しているところでございまして、基準等の周知が図られるよう適正に今後とも対応していきたいと思っております。

それから、次の3ページ目に行きまして、中小工務店向けの取り組みについてご意見いただいているところでございます。これにつきましても、きちんと大工・中小工務店等の技術講習等の実施により、技術の普及、それから人材の育成等を図っていくというようなところを原文に記載していたところでございまして、そのように対応していきたいと考えてございます。

それから、その次の既存住宅や賃貸住宅の省エネ化は住宅事業者の努力だけでは容易でないため、支援策が必要ということで意見をいただいているところでございます。これにつきましても、原文を維持ということで書かせていただいていますので、既存住宅の改修が

大変であるというようなことも踏まえて支援を実施していくと記載しているところでして、引き続き建築物の特性等に応じた支援を検討していきたいと考えてございます。

それから、ページをめくっていただきまして、4ページ目をご覧いただければと思います。エネルギー利用効率化設備の関連で、建築主等が講ずべき措置として、コージェネレーション設備等のエネルギー利用効率化設備の導入を検討することを位置づけてはどうかと、これも原文の中に、再生可能エネルギーの導入等を図り、と既に記載しているところでございますので、コージェネレーション設備についても、その中で読めるということで、原文を維持ということで書いてございます。

それから、その次は、今後の規制強化のお話ということで、適合義務化を早期に検討すべきですとか、それから、基準の早期強化を検討すべき、それから誘導基準だけでなく、エネルギー消費性能基準についても段階的に強化していくというような規制の強化、それから基準の強化というご意見をいただいております。これにつきましては、今後の適合義務化の対象、それから時期、それからどういった基準を採用するか、こういったことにつきましては、今後の運用状況、適合率等を勘案しながら検討することとしているところでございますので、これは原文を維持ということでさせていただいております。

それから、その次に、ZEBやZEHについてもエネルギー基本計画同様、具体的目標を盛り込んで施策を検討すべきというように書いてございますけれども、これについては、既にエネルギー基本計画の中で記載されているところでございますので、その実現に向けて取り組んでまいるということで、詳細まではこの基本方針の中では位置づけないということとで原文を維持ということで書かせていただいております。

ページをめくっていただきまして、5ページ目になってございます。その次は気流止めの関係でして、基本方針の中でも具体の断熱施工の留意事項を書いております別表3の部分について意見をいただいております。外気に通じていない天井裏、それから床裏、こういったところに気流止めが必要となっているように読めるので、表現を適正化すべきだという意見をいただいております。ここにつきましては、ご指摘を受けて修正してございます。いずれも外気に通じる天井裏、またはその外気に通じる床裏と書きまして、そういった外気に通じる部分だけに気流止めを設ければよいというような記載に修正しているところでございます。

それから、その次に、防湿層ということで、防湿層を設けて断熱層に長期的に水分の侵入を防ぐことは困難なので、建物の耐久性を損なう配慮事項は問題じゃないかという意見

をいただいているところでございますけれども、室内側は水蒸気を通しにくく、外気側は水蒸気を通しやすくすることで、内部結露による老朽化を防ぐことが可能であるので、これは原文を維持とさせていただいております。

それから、ページをめくっていただきまして、6ページでございます。ここからが今回の省エネ基準、省令・告示に書いている基準関係のご意見になってございます。まず、1つ目としまして、基準の複雑化を避けるためにエネルギー消費性能基準、いわゆる適合義務化の基準については、既存建築物の緩和基準を設けずに行政庁の運用で対応すべきじゃないかというような意見をいただいているところでございます。ただ、今回のエネルギー消費性能基準につきましては、適合性判定、それから適合義務化に使われる基準でございますので、きちんと省令で定めるべき内容と考えてございます。既存建築物の大規模な増改築に関しては、基準達成が困難になるケースも想定されるため、こういった緩和基準はきちんと措置していく必要があるだろうという認識でございます。

それから、その次、誘導基準、それから36条の認定、マル適の表示の基準適合の認定に当たっては、法施行時点で現に存する既存建築物の基準緩和はすべきじゃないのではないかというような、誘導措置などで緩和すべきじゃないんじゃないかという意見をいただいておりますけれども、こちらについても原文を維持ということで考えてございまして、今後既存建築物の省エネ改修を進めていく必要があると、ストックの質を上げていく必要があるという認識を持ってございまして、そのためには36条の認定表示ですとか、誘導基準は広く活用されていくことが必要だろうと、基準達成が困難である既存建築物にこういったものを活用いただくためにも、一定の緩和基準が必要なんじゃないかと考えているところでございます。

それから、その次のところで、適合義務、それから届出は平成29年4月施行となっているが、基準の適用上、既存建築物の緩和基準が平成28年4月施行となっていると、どういう運用となるのかという、これは一部質問のような意見をいただいております。こちらにつきましては、適合義務、届出等の規制措置については平成29年4月施行になってございます。ただ一方で、誘導措置である性能向上計画認定ですとか、それから、マル適マークの認定、表示については平成28年4月施行を予定しておりますので、既存建築物の緩和基準も平成28年4月から適用されるというようなところになってございます。なお、その関係で平成28年4月時点で現に存する建築物について基準の緩和を行う予定ということになってございます。

それから、ページをめくっていただきまして、7ページ目でございます。こちらからが非住宅の基準に関するご意見になってございます。まず、1つ目のご意見としまして、一次エネルギー消費量基準の関係で、病院の基準値は、冷暖同時供給機能のある空調設備を前提として見直すべきじゃないか、これは現行省エネ基準で採用している病院の基準値よりも冷暖同時供給機能を使用した空調設備のほうが若干エネルギーを消費してしまうという観点からのご意見だと思えますけれども、こちらについても基本的には原文を維持ということで、病院の基準値は標準的に設置されている設備をもとに設定してございますので、これは原文どおりにしたいと、一方で、冷暖同時供給機能のある空調設備を導入したとしても、基準適合は可能な水準に設定しているというような認識をしているところでございます。

それから、その次が、外皮基準の義務化に関する意見でして、非住宅においても、一次エネルギー消費量の基準だけではなくて、外皮基準を適合義務の基準として求めるべきだというような意見をいただいております。こちらにつきましては、今年1月に建築環境部会からいただきました答申の中で既に記載されているところですが、大規模非住宅建築物に対して義務化する基準としては、外皮性能、それから設備の効率性、それから再生可能エネルギーの利用などを踏まえた総合化したエネルギー消費量に関する基準とすることを検討するというようなことをいただいております。これを踏まえまして、今回非住宅建築物について着工禁止もあり得るといふ強い規制がかかることなども勘案して、エネルギー消費性能基準については一次エネルギー消費量基準のみを求めることとしたいと考えてございます。

それから、その次、外皮基準についての意見ですけれども、PAL\*の算出に当たって外気負荷、顕熱と潜熱を両方含んでいますけれども、外皮の熱性能の評価においては合理的ではないのではないか、潜熱負荷については外皮基準の評価から削除すべきじゃないかと、こちらは、潜熱負荷がなかなか省エネルギー措置によって対策を講じることが難しいというところもございまして、そういった観点からのご意見だと思えますけれども、これは一次エネルギー消費量の評価の考え方との整合を図ったというような経緯がございまして、整合を図って潜熱の空調負荷寄与分も評価に組み入れて潜熱で評価することとしておりますので、こちらは原文を維持とさせていただいております。

それから、ページをめくっていただいて、8ページ目になります。これもPAL\*に関する意見ですけれども、コア配置の感度が高い傾向にある、一方で、外皮性能の省エネ対策

をより評価していただきたいというようなご意見をいただいております。

コア配置等の建築計画上の工夫については、省エネ計画上非常に効果が高い、有効であると認識しているところをごさいます、その分感度が高くなっているのではないかと認識しております。一方で、外皮性能の評価に関しては、これまでの知見を踏まえて今のような数値が設定されているところですが、今後さまざまな省エネ対策の効果については引き続き検討してまいりたいと考えております。

それから、その次のご意見として、建物の規模・用途、それから単体用途か複合用途か、そういったことなどをさまざまな観点から適合率を勘案して誘導基準を設定すべきと、これはご指摘のとおりでございますので、そういった実態も勘案しつつ、省エネを誘導する水準を設定していきたいということで考えております。

それから、その次の外皮についても省エネ基準を上回る水準を誘導基準とすべきというようなところで、外皮について、現行のおそらく省エネ法の省エネ基準だと思いますけれども、そういったものを上回る水準を誘導水準として設定すべきじゃないかというような意見につきまして、これは外皮の適合率等の状況を今後踏まえまして、ご指摘いただいた内容については今後の検討事項とさせていただきたいと、当面は原文を維持という形で対応させていただければと考えております。

それから、その次からがモデル建物法に関するご意見ということになってございます。まず最初の2つが、適合性判定においては簡易評価法が必要ですか、それから、非住宅においても仕様基準のような標準仕様を示すべきということで、実態を踏まえた簡易な方法をきちんと示していく必要があるという観点からのご意見をいただいております。

これにつきましては、ご指摘のとおり、適合性判定においては簡易評価法が必要と認識しているところでございますので、モデル建物法を省令、それから告示の中で位置づけたところでございます。また、モデル建物法でわかるような具体的に適合する仕様例につきましては、今後講習会等を実施していきますので、その中で周知していきたいと思っております。

一方で、逆にモデル建物法の使用に制限を加えるべきじゃないかというような観点から、次のページにまたがって3つご意見をいただいておりますけれども、まず、1つ目につきましては、大規模建築物で使用すると精度が低くなる場合がある、そういう観点で規模によってモデル建物を変えるとか、基準値を変える、または建物用途規模で制限を設けるというようなことをすべきじゃないかというご意見、それから誘導基準ですか、表示、

こういった誘導措置については、モデル建物法は認めるべきじゃないのではないかと  
ご意見、それからその次のページになりますけれども、モデル建物法は実態との乖離がな  
いようにより多くの建物に対応できるようにすべきじゃないかというようなご意見をいた  
だいているところでございます。

これにつきましても、基本的に原文を維持したいと考えてございますけれども、まず、  
モデル建物法につきましては、標準入力法と比較すると入力項目が少ないという簡易な評  
価方法になってございます。ただ一方で、計算結果には一定の安全率を掛けているところ  
でして、安全側の評価結果となるようにということを志向しているところでございます。

そういったところを踏まえまして、今回は用途を現行の8用途から15用途に拡充した  
いと、それから面積要件も撤廃したいという対応を考えているところでございますけれど  
も、より多くの建物、全ての建物に柔軟に対応できるようにそういったことを考えている  
ところなのですけれども、建物形状等の建築計画を一定程度計算結果に反映できるように  
補正係数を掛けるという改良も実施しまして、計算結果の精度の向上を図る、そういった  
ことをやりながら拡大していきたいということを考えてございます。

こういう状況ですので、誘導措置においてもモデル建物法の使用は可能としたいと思っ  
ているところでございます。

今後の話になりますけれども、モデル建物法の計算結果については、実態を調査して精  
度を高めることができるように取り組んでまいりたいと思いますので、その範囲で使って  
いただくようなことを考えているところでございます。

それから、9ページ目の次のご意見になってございます。同じモデル建物に分類されて  
いる用途でも、利用状況が少し異なる用途があります。利用状況に合った分類を検討すべ  
きじゃないかというようなご意見をいただいております。モデル建物につきましては、  
既往の知見をもとに設定しているところでございますけれども、今後知見が蓄積されてき  
た段階で実態を踏まえて検討していきたいと考えているところでございます。

それから、その次が、これは質問的なご意見になってございますけれども、モデル建築  
物というのは具体的にどのようなものか、これは前回のこの合同会議の中では、モデル建  
物の図面等をお示したところなのですけれども、パブリックコメントとしては一旦落と  
して、パブリックコメントにさせていただいた関係で、こういったご質問をいただいでい  
るところでございます。

こちらにつきましては、標準的なプランを設定した事務所モデルや病院モデルなどを1

5用途予定しておりますというようなところで、前回の合同会議でお示したようなものを予定しておりますということを書かせていただいております。

それから、その次、国土交通大臣が定める方法により算出したモデル建築物の屋内周囲空間というところを書いてある定める方法というのはどこで示すのかというようなご質問をいただいております、モデル建物法を計算する場合の詳細の方法というところになりますけれども、こちらは告示の中で示すことを予定しているところでございます。

それから、その次が、その他の計算方法ということで、より精度の高い評価ツール、こちらに関するご意見をいただいているところでございます。

2つ同じような意見になりますけれども、エネルギー消費性能基準や誘導基準において精度の高い評価ツール、BESTなどを追加すべきじゃないかというご意見、それから計算プログラムとBESTなど、使用するプログラムで計算結果が異なるなどの問題を解消していくべきだというようなご意見をいただいているところでございます。

こちらについては、基準上はエネルギー消費性能を適切に評価できる方法であると国土交通大臣が認める方法として認められれば、活用可能になるというような状況でございますので、きちんと調整がとれた段階でこういった認める方法という形で活用可能にしていきたいと考えているところでございます。

それから、ページをめくっていただきまして、10ページ目になります。次は、未評価技術と申しますか、新しい省エネ技術の評価ということで、まず、1点目としまして、現状の省エネ技術の評価方法について実態との乖離がないように見直すべきだというようなご意見をいただいております、これはそのとおりでございますので、今後最新の知見が蓄積された段階で実態を踏まえて検討していきたいと考えてございます。

それから、その次、現状未評価の技術としまして、自然通風ですとか、外気冷房、デシカント空調、フリークーリング、地中熱利用、こういったもろもろの未評価の技術について省エネ基準の中で評価できるようにすべきだというようなご意見をいただいております。

それから、また、パッシブデザインの開発を阻害しないようにということで、こういったものも評価すべきだというご意見をいただいているところでございます。

従来から定量的評価を確立した技術については、順次省エネ基準に反映してきたところなのですけれども、今後も定量的評価方法が確立すれば、順次反映していきたいと考えてございます。

それから、今回法律の中で省エネ基準適合が困難な建築物に対する大臣認定制度ができてございますので、こういった制度を活用した評価を行うことも可能ですということをあわせて書かせていただいております。

それから、10ページ目の下の箱につきましては、その他周知すべき内容としまして、モデル建物法を使用する際のどんなモデル建物を使用すべきかのルールですとか、それから、複合建築物における外皮の計算方法、それから、またこの委員会の中でも議論がありましたけれども、BEIがOA機器除きとなるという点について、または適合性判定における性能値の扱いがどうなるのかというようなところ、それからCASBEEで引用されているというところから、現行省エネ法の省エネ基準の改正についても十分な周知すべきというご意見をいただいておりますけれども、こういったものはそのご指摘を踏まえて今後講習会等で周知を図ってまいりたいと考えてございます。

それから、ページをめくっていただきまして、11ページ以降が、住宅の基準に関するご意見になってございます。まずは、外皮基準に関する意見でして、上の2つにつきましては、より緩和すべきだといいますか、例えば1つ目のところにつきましては、外皮基準は住棟全体で判断することとできないかというご意見ですとか、そもそも外皮基準をやめてしまって非住宅と同様に一次エネだけとしたらどうかというようなご意見をいただいているところでございます。

こちらにつきましては、住宅については、非住宅に比べて外皮性能が一次エネルギー消費量に及ぼす影響が大きいというようなこともございますので、住戸ごとに一定の基準を設けて適合を求めることが必要なんじゃないかと考えているということで、原案のとおりとさせていただきます。

それから、その次の2つは、逆に外皮基準を強化すべきだというようなご意見になってございます。先進国と比べても低い水準なので、より強化すべきだと、それから仕様規定の中でも一番高い仕様に適合義務をかけたらどうかというようなご意見もいただいているところでございますけれども、これにつきましては、今後の適合率等の状況を踏まえまして検討事項とさせていただきたいと考えているところでございます。

それから、その次が、ちょっと細かい話になりますけれども、庇の取り扱いについて、窓に影響を与える複数の庇を評価するということとできないかというご意見をいただいているところでございます。複数の庇の評価というのはなかなか困難な部分がございますので、現行では当該窓の庇のみの評価となっているという状況になってございますので、こ

これは現状では対応が難しいかなということで、原文を維持にさせていただいております。

それから、その次が、伝統的木造住宅の中で外皮基準の適用除外規定がございますけれども、これを都市建築デザインの観点から集合住宅においても検討すべきじゃないかというご意見をいただいているところでございますけれども、伝統木造だけではなく、これは断熱構造化が難しい伝統構法等の住宅と認めた場合に適用除外とするガイドラインになってございますので、これ以外の住宅で断熱構造化が困難な住宅というのが現在のところ想定されないところから、基本的には原案のとおりとさせていただきたいと考えてございます。

それから、ページをめくっていただきまして、12ページでございます。基準を緩和ということで、これは暖冷房の一次エネルギー消費量に関するご意見ということでございます。例えば住戸の規模が小さい高齢者向けの住宅ですとか、それから、分譲マンションにおいてリビングも拡大できるというようなセレクトプラン、こういった場合に暖房一次エネルギー消費量の基準適合が難しいケースもあるというようなところから、基準緩和をしようかというご意見をいただいておりますけれども、こちらにつきましては、前回、前々回とご議論いただきましたように、ご指摘のとおり基準適合が難しいケースもあったのですけれども、小規模住戸に関する暖冷房一次エネルギー消費量の基準値の合理化というようなところから対応できると考えておりますので、原案のとおりとさせていただきたいと考えてございます。

それから、外皮の関係の地域区分と外皮基準の関係になってございますけれども、5、6、7地域について外皮基準はどのように定められているのか、5地域から7地域まで、新潟から奄美大島まで同じ0.87という外皮平均熱貫流率が設定されているというようなところからいただいているご意見でして、適合義務化の場合には再検討すべきじゃないかというようなご意見がございました。

これは平成11年基準を定めるときに検討がなされたと聞いておりますけれども、住宅の実態調査をした上で、有識者のご意見等を踏まえてこういった数字が決定されていると、今後住宅の義務化に向けては、こういった基準に対する適合率等の状況も踏まえまして今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから、その次は、仕様基準に関するご意見でして、1つ目は、開口部比率による上限の撤廃ということで、開口部が大きな住宅についても使えるようになったのは望ましいという賛成のご意見をいただいております。

それから、2つ目としまして別表7、これは従来の設計施工指針の中に建具とガラスの組み合わせ別の熱貫流率の表を入れていたのですけれども、これはJ I Sにきちんと算定方法が定められて、カタログ等できちんと記載されるようになったというところもございまして、告示からは落としたりどうかという案でパブリックコメントをさせていただいていたのですけれども、それについて公的なというところで、建築研究所のホームページ等に掲載してはどうかというようなご意見をいただいております。こちらにつきましては、わかりやすいようにということもございまして、別表7についてはホームページへの掲載を予定しているというところもございまして。

それから、その次、ピロティの場合も仕様基準を使えるようにすべきということで、R C造で過半の床が外気に接するような場合というのが、なかなか仕様規定の中で実現可能な仕様をお示しするのが難しいというところもございまして、現状では外皮平均熱貫流率等を計算して対応していただく必要があるんじゃないかなという認識でございます。

それから、その次の部分です。断熱構造とする部分になっていない玄関、勝手口の土間床、浴室下部の土間床部分について、外皮平均熱貫流率の算出においても配慮していただきたいというご意見をいただいております。

仕様基準については、こういった土間床ですとか、浴室下部の土間床部分からの熱貫流損失を見込んだ上で仕様を定めておりますので、原文を維持とさせていただいております。

それから、ページをめくっていただきまして、13ページ目でございます。次は、簡易評価方法ということで、住宅についても非住宅におけるモデル建物法のような簡易評価方法の開発が必要なんじゃないかというご意見をいただいております。それから、また、誘導基準についてもわかりやすい仕様基準を設定してはどうかと、それから仕様基準については、今1つの仕様しか定めてございませんけれども、外皮と設備の間のトレードオフルールを追加してはどうかというようなご意見をいただいております。

対応としましては、ご指摘を踏まえて住宅版のモデル建物法の検討を進めてまいりたいというようなことを考えているところでございます。

それから、その次のご意見としまして、一次エネルギー消費量基準の関係で、床暖房に関するご意見をいただいております。使用実態を踏まえた評価方法に見直すべきですとか、それから、エアコンを併用した場合の評価方法を検討すべきというようなご意見をい

ただいまして、床暖房は最近使用実態も増えてきているというような状況もございますので、最新の知見が蓄積できた段階で実態を踏まえて検討したいと考えてございます。

それから、その次、住宅が複数棟から成る場合の取り扱いは、全住棟の合算になるのかというご質問になってございますけれども、こちらにつきましては、取り扱いとしては棟別に評価することを考えておりまして、棟単位で適合しているかどうかという判断ということになってございます。

それから、その次、照明について、キッチンのレンジフード等ですとか、非常灯、また照度を得ることが目的でない照明については評価対象外とすべきじゃないかというご意見をいただいておりますけれども、現在の評価においても評価対象外としておりますので、これは現状維持ということになってございます。

それから、その次に、誘導基準に関して、超高層住宅なんかでカーテンウォールを採用する場合には適合が困難じゃないか、特に誘導基準への適合が困難だというようなご意見をいただいております。ただ、誘導基準については、より高い省エネ性能を有する住宅を推進する基準として措置しているところですので、現行の適合状況等も踏まえた水準になっていると認識してございますので、こちらは原文を維持ということで考えてございます。

それから、その次の届出に関しての意見がございまして。住宅について指示の基準が1.0となった、消費性能基準レベルが指示の基準となったということは、事実上適合義務化なのかというようなところですが、省エネ基準は適合義務化までは措置されてございませんけれども、届出内容に応じては指示・命令等を行うことがあるという状況ということで、それを書かせていただいております。

それから、平成28年4月以前に届出した物件の変更届に関して新法プログラムで届出てよいかというご質問ですが、これは新法のプログラムで問題ないという認識でございまして。

それから、14ページ目をご覧くださいと思います。このページが伝統的木造住宅関係のご意見になってございます。まず、上から行きますと、1つ目は賛成のご意見としまして、このガイドラインにつきまして、真の省エネを目的にしているようで大変よいという賛成のご意見をいただいております。ただ一方で、ガイドラインの整備を進めるに当たっては、建築実務者ですとか、温暖地の専門家、こういった方々を交えながら検討す

べきだという意見ですとか、所管行政庁が扱いやすいようにすべきだというようなご意見もいただいておりますし、また両面真壁のみでなく、片側真壁ですとか、大壁を含めて幅広く対象にしたらどうかという意見もいただいているところでございます。

また真壁、丸太組構法にも適用が可能となるようにしてほしいという意見もいただいているところでございまして、こちらにつきましては、今後ガイドラインの整備に当たっては地方公共団体さんですとか、建築実務者の方々の意見も伺いながら検討を進めていきたいと考えているところでございます。

それから、その次のご意見としまして、一次エネルギーをライフサイクルで評価したらどうかですとか、それから、居住者の使い方、住まい方を含めて評価してはどうかというようなご意見をいただいているところでございますけれども、これはなかなか難しいところでございまして、特殊な使用方法を前提に省エネルギー性能の劣った仕様とすることを許容することは適切でないというような考え方もございますので、標準的な使用条件のもとで一定の省エネ性能を満たすということを求めていきたいと考えているところで原文を維持とさせていただいております。

ページをめくっていただきまして、15ページ目ですけれども、土壁、それから板壁などの自然素材が持つ蓄熱性・吸湿性などについても配慮してほしいという意見をいただいておりますけれども、現行一定の蓄熱や通風の効果は認めているところでございますけれども、ご指摘も踏まえて今後もこういった性能をきちんと評価できるように検討を進めてまいりたいと考えてございます。

それから、その次は、現行省エネ法の関係、それから低炭素法の関係で、新法の基準について合理化を図ったところ、これらでも現行の法律の基準でも合理化を図ったところについて賛成をいただいているというのが1つ目の意見、それから2つ目の意見というのが、誘導基準についてエコまち法の低炭素基準と何が違うのか、差別化を図るべきじゃないかというご意見もいただいているところでございますけれども、こちらにつきましては、低炭素はCO<sub>2</sub>削減という観点がございまして、一次エネルギーの基準、それから外皮基準のほかに節水設備ですとか、HEMSですとか、もろもろ8項目中2項目に適合しなきゃいけないというような基準となっておりますので、そこが違いになっているのかなということを書かせていただいております。

それから、その他周知すべき内容ということで、住宅についても土間床等の外周部の線熱貫流率と土間床等の外周部分の基礎の関係ですとか、それから、開口部比率の計算を仕

様基準の場合に一番高い仕様にした場合には、計算する必要がない旨をきちんと周知すべきじゃないかというようなご意見をいただいておりますので、今後講習会で周知していきたいと考えてございます。

それから、ページをめくっていただきまして、最後の16ページ目になってございます。次は、共同住宅の共用部と専用部の温度差係数に関するご意見になってございまして、エントランスですとか、中廊下などの場合に床下と同等でいいのではないかというようなご意見ですとか、それから、断熱層を貫通する部分の乾式構造の定義を明確化してほしいですとか、それから、非住宅、共同住宅共用部の室用途の選択方法をわかりやすくしてほしいというようなご意見をいただいておりますので、これは基準の下の運用の話かと思っておりますので、今後解説書等で周知を図ってまいりたいと考えてございます。

それから、その次、暖冷房の一次エネルギー消費量の合理化につきまして、具体的にどのような基準になっているのかということを目に開示いただきたいというご意見をいただきまして、これもおそらく緑本等の解説書の中で記載していく内容だと思っておりますので、そういったところで情報開示していきたいと考えてございます。

それから、開口部比率区分の(に)の $1.6 \text{ W/m}^2 \cdot \text{K}$ を満たすドアが部位別仕様表にないというようなところは、合理的評価方法を公的に運用いただきたいというようなご意見をいただいております。

合理的評価方法につきましては、既に建築研究所のホームページで掲載しているところでございますけれども、今後も解説書等で周知してまいりたいと考えているところでございまして、以上が96の個人・団体さんからいただいた116件の意見の基準関係、それから基本方針関係の主な意見の抜粋ということになってございます。

こういったところを踏まえまして、では、どういう省エネに基準にしていくのかというようなところを資料3シリーズでご説明させていただきますけれども、まず、3-1をご覧いただければと思います。3-1の資料は、前回までの合同会議でちょっと修正させていただいた部分、それからパブコメを踏まえて修正させていただいた部分についてのご説明になってございます。

まず、ページをめくっていただきまして、1ページ目ですけれども、非住宅建築物、それから住宅共用部の関係でPAL\*、それから一次エネの基準値について少し更新させていただいているところがございます。実はこれは何かと申し上げますと、前回まではJIS等の更新を踏まえて修正しますと書いておりましたけれども、具体的にはガラスの $\eta$ 値

がJ I S等の改正を反映して少し変わったこと、それから窓のU値、 $\eta$  値につきましては、これは住宅の評価方法とあわせて、J I Sの方法になるのですが、建具を踏まえた、サッシを含めた窓の性能値で評価すると修正を加えているところでございます。設計値についてはこういう修正を加えると、基準値もその水準を変える必要があるという観点で、変更をしようというものになってございます。

その他の変更としまして、全熱交換器の効率ですとか、それから、変流量制御、変風量制御の省エネ効果率というのが、従来考えていたよりも出ていなかったというところがございますので、ここもあわせて修正させていただきまして、下のように更新後の基準値の一例ということで書かせていただいていますけれども、大体寒冷地では基準値が上がる、エネルギーをより使う方向になっている、若干温暖地、蒸暑地では基準値が下がるというような状況になっているところがございます。これは全ての用途についてPAL\*、それから一次エネの空調関係について修正させていただいているところでございます。

それから、ページをめくっていただきまして、2ページ目になります。これは前回の合同会議の中で〇〇委員からご意見いただいた部分の修正になってございまして、外皮平均熱貫流率の式の合理化というところがございます。資料は下の基礎と赤っぽい茶色い部分が地盤面で、それから基礎の上に桁が乗っていて、床が乗っているというような絵になっているのですが、従来面積を算定する部分が、左の矢印でいうとAUの部分、それから潜熱貫流率でやるというのがLUの部分というところで、地盤面から40cm上のところで区切っていたという関係で、基礎については線熱貫流率でやる部分と、それからピンクの部分、面積を拾って計算しなきゃいけない部分と両方が出てきたということで、非常に実態上煩雑になっていたという観点から、右側のように地盤面を境に線熱貫流率と、それから面積を計算してやる方法に区切って分けたという考え方の修正でございます。

それに合わせまして仕様基準もその考え方に合わせた修正を図っている、下の赤囲みの部分の数値を修正させていただいているところでございます。

ページをめくっていただきまして、3ページ目ですけれども、こういった修正を加えた上で、あとは省令・告示の構成が法令審査の過程の中で若干変わっているところがございますので、紹介させていただきます。

前回までに出させていただいた案ですと、④の基準省令の下に3つ告示を位置づけてございまして、住宅と非住宅の計算方法を分けておったところですが、それを⑤という形で非住宅、住宅の計算方法ということで1つにしたところございまして、基準省令

と、それから計算方法の告示、それから仕様基準の告示という形で整理しているところがございます。

それから、トップランナー基準（住宅事業建築主基準）については、2年施行ということになりますので、平成28年度に措置する予定になっておりますので、今回のパブリックコメントにも含まれておりませんし、今回、12月から1月にかけて出そうとしている基準の中にも入っていないという状況でございます。

それから、その次に、資料3-2をご覧くださいければと思います。3-2は、省令をイメージしているものになってございまして、省エネ基準の具体的な考え方の部分を書いているところでございます。

今後法令審査の中で条文形式になっていきますけれども、今回はパブリックコメント案からどう修正したのかというようなことをお示しさせていただいている資料になってございます。ちなみにパブリックコメント案としましては、前回の合同会議の資料から3点大きく変わってございまして、基準一次エネルギー消費量の詳細は告示で書き、それから設計一次エネルギー消費量の式についてこの省令に位置づけたと、それからトップランナー基準が平成28年度に公布ということになりましたので、この省令から落ちているという形になってございます。

まず、省令の中で大きく変わったところということでご紹介させていただくのが、黄色く塗っている部分になりますけれども、ページをめくっていただきまして、最後の11ページ目をご覧くださいければと思います。別表と書いてあるところに、全部黄色く塗っておりますけれども、これは先ほどのJISの更新に合わせて基準を修正させていただいたところになってございます。

それから、めくっていただいて、12ページ目になりますけれども、これはもともと省令の中で地域区分が書かれておりましたけれども、法令審査上の整理から告示に移したというような状況になってございます。

資料3-3をご覧くださいければと思います。3-3は、住宅、非住宅の計算方法の告示ということになってございます。黄色く塗ってはございませんけれども、7ページ目をご覧くださいければと思います。これは先ほどご説明した外皮平均熱貫流率を前回の〇〇委員のご指摘を踏まえて修正したというような内容になってございまして、 $U_A$ の式が $\Psi$ を含んだ式という形で修正しているところでございます。

それから、ページをめくっていただきまして、13ページ目でございます。これは若干

細かい話なのですが、家電分の $E_M$ の算定の際に当たりまして、係数をより精緻化しないと若干プログラムが複雑化してしまうというところもございましたので、これを精緻化をさせていただいて、小数点第2位までこの表の中で出てきているような状況でございます。

それから、ページをめくっていただきまして、19ページ目でございます。こちらは住宅部分の共用部の話になりますけれども、共用部の空調の関係で、これもJISの更新に合わせて一次エネルギー消費量の基準値のところの数値が変わっているというような状況でございます。

それから、ページをめくっていただきまして、22ページ目、こちらが非住宅の設計一次エネルギー消費量の基準値の表でございますけれども、こちらも空気調和設備の部分の基準値が変わってきているというところが黄色く塗らせている部分ということになってございます。

それから、最後30ページ目には、先ほど省令から告示に落としますと申し上げた地域区分がこちらに、中身は変わってございませんけれども、位置づけが変わったということになってございます。

それから、資料3-4で、次、住宅に関する仕様基準を位置づけている告示案でございます。資料3-4につきましては、2ページ目が変わっている部分でして、先ほどの熱貫流率の式が変わった関係で、土間床等の外周の部分の基礎に関する仕様基準の設定値、これが数値は $\Psi$ の部分を除いて計算するというような形に変わってきているところでございます。

基準で変わっているところは以上になりまして、資料4をご覧くださいければと思います。こちらは国土交通大臣が定める基本方針案ということになってございますけれども、変わっているところが、一番最後の裏側10ページ目になってございます。別表3の部分で、住宅の断熱材の施工に係る留意事項の部分が、パブリックコメントの意見を踏まえた一部修正ということになっておりますけれども、外気に通じる天井裏、または外気に通じる床裏というような形で、外気に通じるという部分を気流止めが必要な場所として限定して書かせていただいているところでございます。

以上が基準省令・告示、それから基本方針案ということになりまして、それを今回出していこうと思っているのですが、さらにその先のお話ということで、資料5に、今までの前回、前々回の合同会議の中で委員から指摘いただいた件について若干今後の方針

等も含めて示させていただいてございます。

まず、ページをめくっていただきまして、1ページ目ですけれども、これは伝木関係、外皮基準の適用を除外できる住宅の判断に関するガイドライン、これがパブリックコメントにかけさせていただいた案ですけれども、この表にありますような様式、形態、空間構成、構法、材料生産体制、景観形成、住まい方という5項目の観点から、こういったものを含んだものが、おそらく気候風土に応じた住まいづくりの観点から適切なのだろうと、ただ、省エネ上、外皮基準の適用を除外できるということについては、その特徴に付随して外皮基準の達成を困難にするという要素を含むということで、具体的にはその要素としまして、下の表にありますちょっとオレンジがかった色をつけさせていただいている両面真壁ですとか、開放的な床下、そういったものを含んでいる要素だと認識してございます。

こちらのガイドライン案は、これは今後通知等で定めさせていただくことを考えておりますけれども、これにつきまして、今回のパブリックコメントの中で2ページ目のようなご意見をいただいております。最初の資料2の中でもご紹介しましたけれども、総論的には賛成いただいておりますけれども、片側真壁等も含めるべきですとか、実務者、それから温暖地の専門家も交えて検討すべきじゃないかというご意見をいただいております。

こういったことを踏まえまして、ガイドライン策定に向けては、実務者、それから所管行政庁ですとか、温暖地の専門家、こういった方々も含めて意見交換をして検討してまいりたいということを考えてございます。

それから、その次のページをめくっていただいた3ページ目から、最初は前回、前々回と既に出させていただいた資料なのですけれども、建材設備等の性能値をどう取り扱うのか、住宅のほうは試験品質、生產品質の確認をきちんと求めているというような状況もございます一方で、非住宅についてはカタログ値等でオーケーとしているというような状況もございましたので、住宅に徐々に近づけていこうということを考えているところでございます。

めくっていただいて、4ページ目に、住宅の運用を書かせていただいておりますけれども、自己適合宣言、また第三者認証を求めるというようなことで、左側のオレンジの箱の中にあるようなものを求めているところなのですけれども、そういったものを使いやすいように、住宅性能評価・表示協会のホームページでポータルサイトを設けて検索等ができるような形に措置しているところでございます。

具体的には、めくっていただいた5ページ目のように、ポータルサイトの中で自己適合

宣言書が見られたりとか、それから一覧表になったような形で見られたりというような状況になってございます。これにちょっとずつ近づけようという案が6ページ目の非住宅版のポータルサイトの案になってございまして、これは現行の評価協会のホームページのトップページになるのですけれども、赤囲みのところ、温熱・省エネ設備機器等ポータルのところには非住宅のポータルサイトも加えようということを考えてございます。住宅と非住宅と入り口を分けて作成してはどうかと。

具体的にそれに入っていくとどうなるかというのが7ページ目以降に書いてありまして、7ページにありますように、非住宅版のポータルサイトをつくりまして、それが生産品質、試験品質それぞれについて第三者認証をとっているのか、自己適合宣言なのかというようなところが記号ですぐわかるようにという部分も含めて凡例としてお示した上で、8ページ目にあるように、これは空気調和設備の場合の一例ですけれども、いろんな種類の空気調和設備について第三者認証のもの又は自己適合のものの一覧が見られるようになる、そのいずれかをクリックしていただくと、9ページ目にありますように、事業者ごとにどういった設備が適合しているものとしてあるのかということを一覧できるようになっているところでございます。

こういったものを非住宅版につきましては、10ページのようなスケジュールで進めていくことを考えてございまして、12月の中旬ごろにはポータルサイトをオープンさせたいという予定でございます。12月中旬から今年度いっぱいぐらいに各業界団体に周知させていただいて、2017年再来年4月、省エネ法の2年目施行を予定してございますけれども、それに間に合うようにポータルサイトも本格運用して行って、うまく性能値の確認をしていきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上になります。

(議長) どうもありがとうございました。それでは、今のご説明に対して委員の方々からご質問・ご意見を含めましてご発言をお願いしたいと思います。あと1時間ぐらい使えます。委員の方々が大体20名くらいいらっしゃるので、単純計算すると1人3分ということになりますので、なるべく簡潔にご発言をまとめていただきたいと思います。

それじゃ、話題が非常に多岐にわたっています。つまり、住宅の話、それから建築の話、そして建材などのデータ、すなわち使用する数値の話とか、いろいろございますけれども、分類してもなかなかうまくいくというわけでもないのです、どこからでも結構でございますので、例によって最初は名札を立てていただいて、その順番でやっていきたいと思っております。

ので、どうぞご質問・ご意見、発言されたい方は名札を立てていただきませんか。  
じゃ、〇〇委員、お願いします。

(〇〇委員) 大変細かく、わかりやすくご説明いただきまして、ありがとうございます。質問ということになるかもしれませんが、2点ございまして、1つは、住宅、非住宅にかかわらず、特殊な使い方は評価対象としていないということになるかと思うのですが、気になっている点は、住宅、非住宅どちらもなんですけれども、自動制御か、手動で制御するのかという、どこまでを特殊な使い方でないかという点でございまして、今、通風制御等は評価対象に入っていないというような、非住宅、特にそういうパブコメの意見も出ていましたけれども、実際問題、環境の空気を取り込むような開口部、手動であけるような設計もよくあるかと思うんですけれども、それが一般的になれば特殊でないと考えていいのかどうか、どう判断するのかなというのが1つでございまして。

もう一点は、現状定量的評価が定まっていないものについて、今後将来は定量的な評価が定まれば、この基準の考え方に取り入れていくということですが、これは定期的に見直していくのか、何か事が起こったときにおのおの対応していくのか、そのあたりのお考えを知りたいと思いました。

(議長) いかがでしょうか。次の質問の方というのはすぐ出ないと思いましたが、すぐ質問が来ましたので、3つか4つの質問をまとめて、そして事務局に答えをまとめていただくということにします。どうぞ、〇〇委員、お願いします。

(〇〇委員) 丁寧なご説明、ありがとうございます。前回、私はたまたま国際会議と重なったためメモを提出させて頂き、失礼いたしました。

その関連では、住宅は実態調査をしていますが、浴室、トイレ、脱衣室などの冬の環境というのは非常に劣悪になりかねないという実感がございまして、住宅の小窓について、床面積2%以内の適用除外を廃止していただけないかというようなことを申し上げていたのが、これは今後の検討事項ということで少しお含み置き頂いたようで、ありがとうございます。

一方、非住宅の外皮基準については、パブコメのご意見は、私が前回申し上げていたような懸念・危惧と合致するもので、環境とか設備設計に従事されている方々の共通の懸念ではないかと感じております。すなわち義務化に際して、適合率の問題はもちろんあるにしても、建築外皮の性能を問わないということが、我々はまず環境面、室内の環境悪化ということから大変心配ですが、何より省エネの実効性確保という観点からも大変気になっ

ているところです。

設備・システムが設計どおりの性能を発揮する、省エネ性を発揮するための前提として、やはり一定の外皮性能というのは不可欠、大前提と感じておりまして、諸外国の省エネ基準、EU等を見ている、一次エネ消費量は使いながらも、マキシマムU値などという形で、外皮性能の最低基準というのは設けているというのもそういう理由からと考えております。

こういう心配は杞憂に終われば、それはそれで結構なのですが、この時点でまず義務化ということを行えば、次の段階で実際がどうなっていくのか、実態の推移や展開、特に外皮に近いところの環境や、実際に消費されるエネルギーというところに注視していただいて、必要があれば極力早い段階で見直しをかけるという体制をぜひ組んでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(議長) ありがとうございます。もう一人方ぐらい質問をお願いします。では、〇〇オブザーバー、どうぞお願いします。

(〇〇オブザーバー) 委員長、ありがとうございます。今回のパブコメ等を踏まえて、全体としては、今、〇〇先生からもご指摘があった、外皮性能について住宅については対応していただくとか、あるいはそのための仕様基準も明示していただくということで、その点については大変感謝申し上げます。

ただ、ちょっと気になるというか、この資料2の4ページの規制強化の部分ですけれども、これは〇〇が出した意見ではないのですけれども、私が常々感じていることと全く一致しておりますので、この点についてですけれども、今後の省エネ基準の遵守状況を見ながらいろいろ検討していくというコメントをいただいております、そういう意味で検討していく余地が残る形で整理していただいているのは大変ありがたいのですけれども、省エネ基準の遵守状況は、住宅でいうと5割前後と報告いただいておりますけれども、その理由については、対応できない、つまり能力がないために省エネ基準を守れない方々もいる一方で、省エネ基準をやろうと思えばできるのだけど義務化されていないからやらない、少しでも安いものを提供するためにやらないというような人たちもいるので、ここで言う適用状況というのを今後詳しく見ていただいて、要するに、できるのだけどやらない人というのは、義務化すればやらざるを得ないというか、やっていただけるということになるので、その点をぜひ細かく見ていただければと感じます。

以上です。

(議長) ありがとうございます。それじゃ、今の3つの質問について、何か今の段階でお答えできるようなことがあればどうぞ、事務局、お願いします。

(事務局) 最初に、〇〇先生からいただいた制御の話ですね。どこまで特殊な使い方かということで、自動制御、手動制御、そういったものをどこまで省エネ基準の中で評価できるかということですが、本来省エネ基準についてもそうですけども、省エネ基準の適合判定を計画段階で実施しなければならないというようなことがありますので、そこで担保できる範囲というのを今後細かく考えていくのかなという認識でございます。実際に使ってみてどうなのかということまではなかなか計画段階でわからない、それをどこまで計画段階で担保できるのだろうかというのを今後議論していくんだろうなということを確認してございます。

それから、2点目の定量的評価が定まっていない部分について定期的に見直していくのかというようなご質問でしたけれども、これは省エネ、それから告示の基準で書いてある部分を見直していかなければいけないとすると、こういった小委員会、合同会議等でご議論いただく必要がございますし、また細かい数値の運用的な話であれば、随時プログラムの修正とかで対応できる部分については随時対応していきたいと考えてございます。

それから、2点目の〇〇先生からご意見いただきました特に非住宅の外皮基準のお話ですが、今回はまずは義務化ということで、外皮と、それから設備の効率化と省エネ、まとめて踏まえた総合的な一次エネルギー消費量の基準で義務化するというような状況になりますけれども、今後も引き続き外皮性能はどうかという実態の推移は注視しまして、必要に応じて見直すということは検討していきたいと思っております。

また、〇〇さんからその後でいただいた住宅についても実態をきちんと見て、できるのだけとやらない人というのをどうやれば見つけられるかというのは今後の検討事項だと思いますけれども、細かく注視していきたいと思っております。

(議長) じゃ、どうぞ、続けて。

(〇〇委員) 簡単に述べますけども、計画時点で担保できる性能を議論していくということはよいと思うのですが、例えばですけども、自動制御に重きを置くとしても、初期のチューニング不良というのはよく起こることだと思います。ですから設計図書上でこれは素晴らしい性能を発揮すると考えられていても、実際にはその後のコミッショニング等のアクションがないと実力を発揮できない例が本当に多々あると思っておりますので、そのあたりもよくご理解いただいております。

(議長) ありがとうございます。それじゃ、次、どうぞ、〇〇先生。

(〇〇委員) 何点かございまして、まず、パブコメの9ページにあるモデル建物法についてですけれども、床面積が小さな、いわゆるロングテールの建物に関しては、こういう方針でよろしいと思うのですけど、やはりある程度大規模とか、例えば5,000平米を超えるような建物については、モデル建物というよりも、できれば標準入力できちんと入れてもらうことが必要ではないかなと思います。これは精度との関係にもかかわるのではないかなと思います。これが1点目です。

2点目は、資料4にあります基本的な方針案の概要の3ページの真ん中あたりに、ZEB・ZEHの件が出てきますけども、現在エネ庁のロードマップ委員会でZEB・ZEHの定義が議論されています。ここに示されているものはかなり厳格な定義のみが示されていると思いますけど、関係省庁と打ち合わせていただいて、ロードマップ等の定義に入れかえていくようなことをしていただければよいのではないかなと思います。

それから、4ページから5ページの表示の部分なのですが、本法第7条、36条のところに、エネルギー消費性能の表示をするように努めなければならないということで、具体的には多分BEIを指すのだと思うのです。資料3-2の、これは誘導水準なので、ここにはないのは当然かもしれませんが、10ページ、11ページで、既存建物には1.1、そして新築には0.9が掛けられているのですけども、できれば例えばこういうところをBEIならBEIという記号にしておいて頂き、そこに値を入れて頂くと良い。どこかでBEIの定義が示されていると表示につながってくるのではないかな。性能表示の基礎がどこかに式として書かれているとよいのではないかなと思いました。

以上でございます。

(議長) ありがとうございます。ほかの方でご発言ございますか。じゃ、〇〇先生、お願いします。

(〇〇委員) 2つございます。今、〇〇委員からございましたが、私も前回は申し上げたのですが、このパブコメの中でもモデル建物法は実態との乖離がないようにすべしというご意見がございましたが、この辺がやはり一番心配なところで、2つの計算法で乖離がないということを十分確認した上でモデル建物法を運用する必要があります。特に誘導措置においてもモデル建物法を使用するというのですが、これは補助金にも絡みますので、乖離があった、間違っていましたということになると、非常に大きな問題になると思いますので、十分な検討が必要ではないかなと思っております。

あともう一つ、資料5ですが、これはポータルサイトを立ち上げて、そこで設備機器の省エネ性能を表示するということですが、これは大変いいことだと思います。ただ、住宅の場合に比べて非住宅の場合は、建築設備単体だけでなく、システムとしての省エネというのが重要になります。いかにシステムを組むかによって省エネ性能に差が出るので、単に機器だけではなくて、その機器をどう使った場合にどれだけ省エネになるのか、そういう情報もメーカーは持っていると思いますので、順次充実させていくといいのではないかと思います。

そうしますと、省エネ機器を入れたから、例えばボーナスをあげるというだけでなく、非常にすぐれたシステムを入れたからボーナスをあげるよ、というような方向に将来持っていけるのではないかと思います。

(議長) もう一方ぐらい、じゃ、〇〇委員、お願いします。

(〇〇委員) 資料2の9ページのモデル建物法についてですが、幾つかの省エネ手法を合わせ技で検討する場合、相互作用がきちんと評価されないといけないので、できれば幾つかの省エネ手法を同時に採用する場合におけるガイドラインをお示しいただけたらいいのではと思いました。

(議長) ありがとうございます。それじゃ、事務局から何かご回答がございましたらお願いします。

(事務局) まず、1点目、〇〇先生からいただきましたモデル建物法に関するご意見としまして、大規模な今回5,000平米以上のものについても使えるようにしようとしていますけれども、そういったものを標準入力法で入れてもらったほうがいいのではないかとというようなご意見をいただいたところでございますけれども、こちらにつきましては、モデル建物法の精度を向上させていくというような形で対応していければということで考えてございまして、今回建物の形態は補正係数を掛けてできるだけ評価できるようにというようなこともさせていただきましたけれども、それを今後、どちらかというプログラムの中の問題かと思っておりますけれども、そこは精緻にしていくという取り組みは進めていきたいと考えてございます。

それから、ZEB・ZEHの定義ということで、エネ庁を中心にロードマップの委員会をやられているとご意見をいただきまして、そちらと整合化させていくことをというようなご意見をいただいておりますけれども、これは今後の検討事項とさせていただいて、ZEB・ZEHの定義の書き方についても今後検討させていただければと思います。

それから、表示の部分で、性能表示の式がどこかにということ、既存が表示性能基準でいうと1.1倍であったりとか、それから新築であれば誘導だと0.9なり0.8なりというようなところは、こちらの建築物省エネ法の基準上は省令の中できちんと位置づけさせていただきますし、表示としても、表示は表示でおそらくBEIといたしますか、何%削減になるということをごきちんと表示するような形で運用されることになるのではないかと思いますので、それはそれぞれの省令なり告示のガイドラインの中で位置づけていくことなんじゃないかなと認識してございます。

それから、〇〇先生からいただきました、これもモデル建物法の部分で、乖離がないことを確認した上でやってほしいというご意見でして、〇〇先生の1つ目の意見と裏表のお話なのかなと思いますけれども、これは今後精度を上げていくというプログラムの調整の中で対応していければと考えてございます。

それから、2点目の設備機器のポータルサイトに関してのご意見としまして、システムとしての省エネ、そういったものが同じ機器を入れたからオーケーなんじゃなくて、システムの評価ができるよというように、これは今後どこまでポータルサイトの中で条件等を充実させていけるかということだと思いますけれども、ポータルサイトの運用に当たっての参考にさせていただければと思います。

それから、〇〇委員からいただきました精度の向上をとということの観点の中で、相互作用の評価をガイドラインとして示してはどうかというところですが、すぐにガイドラインを出すというところまでたどり着けるかどうかわかりませんが、相互作用の評価も含めて、プログラムの中でうまく評価できるようにということで検討していければと考えてございます。

(議長) ありがとうございます。それじゃ、質問を続けてまいります。〇〇委員、お願いします。

(〇〇委員) どうもありがとうございます。今回の省エネ基準で特に住宅の外皮の基準につきましても、住宅の快適性に関し、非常に基本となるような基準だと考えています。ですから、日本人の生活、豊かで快適な暮らしを守っていくというための非常に大事な数字であり、基準であると思っています。

多分国交省さんでもさまざま検討をされているとは思いますが、快適性ですとか、最近ですと健康性が注目され、外皮の構造と健康には関係があるよというような話がございまして、今後基準強化を考える際に、基準適合率だけを見ているのではなくて、特に

外皮の基準に関しては、日本人の健康と、それから快適性をどう守っていくのか、あるいは担保していくのかという観点からも検討をしていただければと思います。

(議長) よろしいですか。それじゃ、次、〇〇委員、お願いします。

(〇〇委員) 1つは質問で、1つは今後の課題についての要望ということで、地域の気候及び風土に応じた住まいづくりの観点から適切と認めるための判断に関するガイドラインを整備して策定するというお話ですが、このガイドラインの整備の目途とといいますか、時期はいつぐらいを予定しているのかというのをご質問したいと思います。国交省で新年度の概算要求をされている地域型住宅グリーン化事業の中にも、地域の気候風土に配慮し、それを認定された住宅というようなメニューもたしか盛られているかと思いますので、それとの整合とかもありますので、策定の時期を教えてくださいたいと思います。

それから、もう一つは、今後の検討課題ということになるのでしょうかけれども、設計時の適合性判定が行われるということですが、実際上できた建物、特に外皮になるのでしょうかけれども、本当に設計どおり施工されているかどうか、もしそれが施工されていなくて瑕疵ということになった場合の対処とといいますか、きちんと第三者の検証なり、検査なり、あるいは完成引き渡し後の適合義務に違反した場合とかにも瑕疵担保の仕組みとというようなものを今後検討していく必要があるのではないかと思いますので、その辺のことについてのお考えを伺いたいと思います。

(議長) ありがとうございます。それじゃ、次、〇〇委員、お願いしたいと思います。

(〇〇委員) お礼と、それから今後に向けてのお願いをそれぞれ1点申し上げます。

まず、省エネ基準の合理化に関してのお礼とといいますか、〇〇からかねてから要望をいたしておりました一次エネ消費量基準におきます共同住宅の住棟単位の適用、あるいは小規模住戸の基準見直し、こういった合理化に関しまして平成25年基準にも適用ということにご配慮いただきまして、措置いただきましたことをまず感謝申し上げます。

次に、改めて省エネ基準適合義務化に向けての取り組みに関してのお願いでございます。うたわれていますので、十分お考えいただいているとは思いますが、先般〇〇でも、将来予定されています住宅の省エネ基準適合義務化に向けまして、特に中小工務店及び関連事業者に対して、省エネ政策の取り組み状況、あるいは課題等を把握するための実態調査を行いました。その結果としまして、まだまだ各種の省エネ制度が十分中小工務店に浸透しているとは思えない状況でありますし、さらに制度利用する工務店におきましても、なかなか申請手続等の負担が大きいというような実態、現状が浮き彫りになりました。従

いまして、今後この調査結果を受けまして、私ども〇〇におきましても、当然中小工務店等を中心にして、省エネ関連の法制度に関する情報の提供であったりとか、あるいはきめ細かな支援等、これを継続的に実施してまいりますけども、ぜひ国交省をはじめとする皆様にも、今後ともさまざまなご指導とかご協力を改めてお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

(議長) ありがとうございます。それじゃ、事務局からお願いします。

(事務局) まず、〇〇委員からご意見いただきました住宅の外皮基準に関係して、快適性の基本となる基準だということで、その認識は我々も同じなのですが、現行外皮性能が健康にどんな影響を与えるのかというようなところは、いろんな事業の中で検討されているような、検証されているような状況でもあると思いますので、そういった観点からの適合率だけでなく、外皮基準を強化するに当たっては健康を守る観点の検討も必要だろうというのは、そのとおりなのかなと。ただ、それが省エネの基準なのか、住宅の熱環境の基準なのかということところは、今後議論があることかなと思っていますけれども、こういった健康を守る観点というのでも検証できた段階でそういったことも踏まえて検討できればと思っています。

それから、〇〇委員からご質問とご意見をいただいた部分ですけれども、まず、気候風土の外皮基準適用除外のガイドラインになりますけれども、こちらにつきましては、今後いろんな建築事務実務者の方ですとか、それから所管行政庁の方と意見交換しなきゃいけないかなということも考えておりますけれども、できるだけ年度内に調整して出していければということを考えているところでございます。

それから、2点目のご意見としまして、実際に設計どおり施工されたかどうかという観点から、瑕疵担保の仕組みのようなものが必要なんじゃないかというご意見をいただきましたけれども、これは義務化がかかった段階では、建築確認と連動しているような、特に非住宅でいうと、建築確認と連動する仕組みになってございますので、建築確認と連動するということは、最終的な完了検査も必要になると、完了検査の中でしっかりと設計書どおり、確認申請書どおり施工されていなかったら、これは使えないということになりますので、構造とか防火とか、ほかの基準と同じ扱いで対応していけるのではないかなと考えてございます。

それから、〇〇委員からいただきました後半ですかね。2つ目の中小工務店さんにアン

ケートされて、いろいろと負担もあるのだという実態がわかったということでしたけれども、今後情報提供等ご協力いただけることで、こちらもできることはやっていきたいと思ひまして、特に中小工務店さんの適合率、省エネ住宅の適合率を上げていくということが、住宅の省エネ性能を上げていく上では重要だと認識しておりますので、ぜひ一緒にやっっていければと思っております。ありがとうございます。

(議長) ありがとうございます。それじゃ、また続きまして、次は〇〇委員、お願いします。

(〇〇委員) ありがとうございます。私からは今後の要望を幾つか申し述べさせていただきたいと思ひます。

国際エネルギー機関 I E A のメンバー国といたしまして、日本は再三再四エネルギー政策のピアレビューの場で、先進国のレベルを見渡した中で、建築物の省エネ基準についてまだまだやれることがたくさんあるという指摘をたびたび受けてまいりました。その中で、湿度が高く、また北から南への気候が非常に多様である、そういった気候を抱える日本において、今回このような基準が整備されることに敬意を表したいと思ひます。

その上で、実際には建築主、あるいは施工者、そして建築物を利用するユーザーとの間で、いわゆるスプリットインセンティブ、モチベーションが違うという状況がある中で省エネを進めていくためには、まずは省エネ性能、あるいは環境性能の見える化、それから実際に建物を利用する人々、消費者の行動を変えていくこと、これが必要になります。

そのためには、先ほどからのコメントにもありましたけれども、表示制度の普及、あるいは適合の義務化、それから適合審査の厳格な実施、そして非住宅から住宅など、適合義務化の拡大ということが必要になってくるかと思ひます。

その中では実際には度々見直しをするというお話もありました。技術進歩、あるいは建材などの品質の向上に応じた見直し、これは適合基準であったり、誘導基準であったり、あるいはモデル建物法の検査方法の精度を高めるということもあるかと思ひますが、こういった都度都度の必要に応じた見直しが必要であるとともに、公共建築物から始まりまして、新築の大規模の建築物から既存ストック、あるいは注文住宅というものまで対象の拡大、それから浸透も必要かと思ひます。

今後やらなければいけないことはたくさんあるわけですが、重要なことは省エネルギーの実効性を確保すること、そのためには基本的な方針に従ひまして正しい報告を促すような制度、それから例えば大規模な建築物では標準法の利用もきちんとなされるよう

な仕組みにすること、あるいはモデル建物法が実態から乖離しないように予防すること、それから運用面での乖離の最小化、そして基準適合のモニタリングとで、先ほど申しました制度の見直し、こういったことをしっかり進めていただきたいと要望いたします。ありがとうございます。

(議長) ありがとうございます。それじゃ、〇〇委員が立っていますね。お願いします。

(〇〇委員) ありがとうございます。先ほど〇〇委員からお話がありましたところに重なりますけれども、誘導基準のBEIというものは、頻繁に扱うことになる重要なものでございまして、基本方針、あるいは省令、あるいは告示の中でやはり定義というものをさせていただくほうがわかりやすくなると私も思いますので、つけ加えさせていただきます。

それから、今後のお話の中で、今回のパブコメの対象にはなっていない範囲だとはお聞きしておりますけれども、先ほどの完了検査と絡むところではございますが、軽微な変更というものはどこまでのものなのかという扱いの部分と、それから確認申請を伴わない設備改修の申請上の扱い、それから容積率特例に関して、このあたりをもう少し議論していく必要があると思っております、また、そういった意見を言わせていただく機会を賜れば幸いですと思っております。

以上です。

(議長) もうお一方、〇〇の方ですね。失礼しました。

(〇〇オブザーバー) 今のご質問とかぶってしまったのですが、既存のストックの改修とか、その対象となるところの定義というものが今後どこに記載されてくるのか、その辺が明確ではなかったもので、そこを質問しようと思っておりました。

あともう一点も、容積率の特例制度のところ、容積率の特例の対象となる設備等があるのか、もしくは対象となるような省エネができた場合の対象となるエリアの定義という細かいところが、今後どのようなところに記載されていくのかというところを教えてくださいなと思っておりました。

(議長) それじゃ、お願いします、事務局から。

(事務局) それでは、まず、〇〇委員からいただきました住宅建築物分野の省エネ施策で、かなり幅広いご意見をいただいたわけですが、性能の見える化から、行動をどう変えていくというようなところで、今回の表示制度を来年4月からスタートするわけですが、こういった取り組みを含めて、適合義務化もそうですし、それから、技術進

歩を踏まえた見直しで精度を上げていくというようなこともやらなければいけないと思っていますけれども、基本的には今後省エネ基準への適合率等も踏まえながら、それから技術進歩の実態も踏まえながら対応していければと考えてございます。

それから、〇〇委員からいただきましたご意見としまして、BEIをきちんと定義したほうがいいのではないかと、いろんなところで、特に今回だと表示の中で頻繁に出てくるようになると思いますけれども、これは今の告示の中では、省エネ基準から例えば誘導のところで設備に関するエネルギー消費量を0.8倍するとか、0.9倍するという式の中で出てきておるところですけれども、それが持つ意味は今後きちんと、まずは今の段階では講習会等で周知していきたいと、今後きちんとした位置づけをとというのは、検討事項とさせていただきます。

それから、2点目としまして、軽微な変更がどこまでなのかですとか、確認を伴わない場合の扱い、それから容積率特例の議論等について、今後もまた意見交換できればというようなところでしたけれども、これは2年目施行になる部分と、それから1年目施行の中でも政令が関係するので、まだ具体的な詳細はお出しできていない部分がございます。容積率特例なんかは1年目施行ですので、もうすぐ政令が集まってきた段階で、具体的にどんなものが対象になるのかとか、次のご意見とも絡んできますけど、容積率特例の対象が何になるのかとか、そういったところも踏まえてパブリックコメント等をするところになると思いますので、そういったところで意見交換させていただければと思っております。

それから、その後の意見として、ストックの改修の対象の定義ということで、こちらも一部は政令が絡む部分がございますので、その段階での議論になろうかと思っております。ただ、基準の部分で、ストックを改修する場合、平成28年4月時点、1年目施行の時点で、現に存する建築物についてはそれを増改築等をする場合に、例えば消費性能基準でいうと1.1倍まで、それから誘導基準でいうと1.0倍にというような緩和基準を設けるというところは基準の中では措置していく予定ということになってございます。

以上でございます。

(議長) ありがとうございます。順調でございますけれども、あと、じゃ、まだ時間がありますので、どうぞ、〇〇委員、ご発言ください。

(〇〇委員) 先程、評価協会のポータルサイトのご紹介がありましたけど、建材と設備の性能を誰もが見られるように情報整備されていくことは非常にいいことだと思うのですが、今後、既存住宅の性能の見える化、都市の長期間にわたる再開発などが進んでいくと

きに、使用していた製品が廃番になってしまうと、その製品の性能は一体どこで確認すればいいのかということが、重要になってくると思うのですね。

評価協会のポータルサイトというのは、基本的に建材メーカーなどの製造メーカーに飛んでいくというスタイルになっており、メーカーが製品を廃番したときに、いつまでもその製品を各社のホームページに掲載するかというと、サーバー容量やコストの関係で難しいと思われまます。それを、国が社会コストをかけて保管していくのかというと、それも難しいとすると、廃番になった製品もどこかできちんと見られるという体系を、民と官が一体となって整備していく必要があると思ひます。評価協会のポータルサイトは、その第1歩だとは思ひのですが、中期的視点として、廃番になった製品・機器の情報ストックも、今後、省エネをきちっと展開していくときの1つの課題と思ひておひります。これは質問というより、意見ですが。

(議長) それじゃ、〇〇委員、おひります。

(〇〇委員) ありがとうございます。1点が質問と、1点が要望に近いのかもしれないのですが、資料3-3の13ページの表なのですが、ちょっと瑣末なところで申しわけないので、この表の出どころというか、根拠というのを教えていただきたいのが質問です。

あとは、資料4のおそらく5ページ目の3のところにかかわるかもしれないのですが、今まで自動と手動という話も出ていましたけれども、実際に運用によって計画がきちんと達成できるかということが非常に多分大きいと思ひるので、計画段階で全てのインセンティブを付与するのではなくて、実際に運用を強化するような仕組みが今後出ていくとよいのかなと思ひておひります。

確かに賃貸住宅等はメリットが入居者に帰属するとか、インセンティブをどこの用途に与えるのかという線引きが多分難しいと思ひのですが、その用途に応じては運用段階をきちんと評価してあげるような仕組みができていけばいいかなと思ひておひります。

以上です。

(議長) ほかはよろしいですか、委員の皆さん。どうぞ、ひとつおひります。

(〇〇オブザーバー) 〇〇でございます。私のコメントは、どちらかというともモデル建物法に關しましてのお願いということで、1つ述べさせていたひきたいと思ひます。

私どもは、基本的には空調設備機器関係のメーカーの集まりで、モデル建物法に關しましては、建物側のデータの情報というのが必ずしも把握できているわけではござひません

ので、なかなか検証、その他の作業というのは難しいところがたくさんあります。

今日の先生方のお話の中でも、また実態との乖離云々というお話があったかと思うのですけれども、実は具体的な事例という中で幾つか指摘がございまして、それは前々回のときにコメントということで申し上げたかもしれないのですが、空調の方式についての問題ですね。特に今回追加になりますセントラル方式の機械が、ある建物の事例でいきますと、現状の一番性能のいいものを持ってきても、なかなか基準にあわないというようなことが言われております。これはありとあらゆる建物全部を検証したということではないのですが、たまたまセントラル方式が全部否定されるような内容になってしまいますと、それはそれでちょっと問題かなと思っていまして、お願いといたしますのは、今後の詳細検討の中にぜひとも私どものメンバーも構わない範囲で加えていただいて、どういう状況かというのを一緒に見せていただければありがたいということでございます。

以上、お願いでございます。

(議長) ありがとうございます。それじゃ、事務局からご回答をお願いします。

(事務局) まず、〇〇先生からご意見いただきました建材設備の物性値の関係ですけれども、製品が廃番になることもあるだろうと、そういった場合の対応をどうするのかという中期的な宿題をいただいたわけですが、これは評価協会でポータルサイトを今後業界の皆さんとご相談しながら作っていく、登録していくということを予定しておりますけれども、じゃ、その廃番となった場合どういう対応が考えられるのかというようなことも含めて調整していく中で、意見交換しながら進めさせていただければと思います。今すぐどうしますということとはわからないですけれども、今後検討させていただければと思います。

それから、〇〇委員からご質問いただいた資料3-3、これは非住宅、住宅の計算方法の告示ですけれども、その中の13ページの表の根拠をというご質問だと思いますけれども、住宅で使われる家電分の基準値と、それから設計値、それをどのように算出しているのかというご質問ですけれども、これは別途統計データを365日24時間、標準的に家電はどのくらいの量を使っているのかというデータを持ってございまして、それがプログラムに入っておりますので、それをもとに計算して、それに合わせて精緻にこの式にあてはめようとする、こういった数字になるという状況でございます。

それから、2点目のこれはご意見として、運用で計画を達成できるかという運用を評価するような仕組みということでいただいております。我々、建築行政ということで、建

築計画の段階、確認と絡めてとか、今までは届出とかでしたけれども、そういったところで何とか担保する方向で、できるだけその評価を運用段階のものに近づけていこうというような取り組みをしてきたところですけども、そういった取り組みは引き続きさせていただきますし、運用を評価する仕組みが何かできるのか、そういったところは今後の検討事項とさせていただければと思います。

それから、〇〇さんからいただいた、これはモデル建物法の今後の検証といたしますか、検討の部分への参画ということで、実態に合わせてモデル建物法も、これが標準入力法よりも若干安全側の評価方法ということで、簡易な方法で認めていただくというようなことも考えているところですので、実際にどのくらいの性能が実現できるのかというようなことをきちんと検証すべきだと思っておりますので、ご協力いただきながら検証を進めていければと思います。よろしく申し上げます。

(議長) ありがとうございます。あと、10分ぐらいございますけども、2度目でも構いませんので、何かご発言がありましたら、どうぞ、〇〇先生。

(〇〇委員) 2回目になりますが、全体の議論を伺っていて、あるいは長めのタームで経緯を鑑みて、いわゆる省エネ法から、建築物省エネ法と、建築物固有のもの、独立したという形になっていくわけで、我々も大変大きな期待をしているわけです。ただし、まずは義務化というところ、ここを乗り越えなければということゆえに、モデル建物法や外皮性能というところで、いわば形態・形状も、面積も、それから外皮の仕様についても、かなりハードルを下げているところがあり、まず、設備の性能というところに重きを置いて、それも明らかにするためにシステムとして実態を踏まえてということは非常に重要ということでしたが、そこも重要ですが、法律の趣旨からしても、建築物固有の向上、性能確保の充実にぜひ今後の義務化以降のステップとして、お力、時間を傾注していただければと思います。設備、システム、これらは制御やメンテとか複雑な問題が入ってきますけれども、建築物自体のほうの話はシンプルで確実に効果が期待できるところで、しかもこの法律でしかできないところですので、ぜひ建築物固有の部分の充実というのを図っていただきたくお願い申し上げます。

(議長) もうございませんか。じゃ、今の〇〇委員のご発言に対して何か事務局からございますか。時間は十分ありますので、どうぞ。

(事務局) 今回は省エネ法から建築物部分だけが独立した形で、建築物省エネ法となりまして、特に非住宅の大きい建築物について適合義務化を図るというような措置をやるの

ですけれども、その関係で適合義務化を図る中でも非常に厳しい規制になったということで、建築確認と連動する、最終的には完了検査の中で実際に建ったものと計画で出されたものが同じかどうかというようなことまで確認されるというような強い規制が入ったという状況ではあるのかなということで、非住宅の大規模の建物に対する基準としては最低限のものにしたいと、それからまた、建築確認と関連することですので、これは手続がうまく回るようにということで、できるだけ簡易な方法で評価できるような仕組みをつくりたいというような事情がございまして、基準としては一次エネルギー消費量基準、この一次エネ消費量基準というのが、平成25年にできたときにも、外皮性能と、それから設備の効率性と、それから太陽光との省エネの効果、全て総合的に評価できるという形で導入した経緯がございまして、その基準だけにさせていただいたというような状況であると。

それから、また、実際の評価方法としましても、少し軽微な変更というような話もございましたけれども、今後の計画変更の場合の取り扱い等も考えると、できるだけ簡易な方法で評価できるほうがいいだろうということで、モデル建物法でやっていってはどうかと考えております。

これがハードルを下げていると言われると、基準的にはそうなるかもしれないとは思ってございます。

ただ、それできちんと性能、実際に建つものとの間で性能を担保していくというようなところが、今回の建築物省エネ法で重きを置いている部分なのかなというような状況でございまして。

ただ、国土交通省としましても、設備の性能だけに重きを置こうという考え方ではございませんで、建築物固有の性能、特に外皮性能みたいなものは非常に重要だろうと思っておりますし、補助金なんかを出しているときも、建物の設備だけのプロジェクトだとちょっと困りますねと、外皮性能もあわせて改善するようなプロジェクトに優先して補助しているという実態もございまして、そこは建物での対策、今回でいうと、おそらく表示等で一次エネルギー消費量を表示するだけじゃなくて、外皮性能の外皮基準への適・不適ということもあわせて表示しようとか、そういったこともあわせて措置したいと考えてございまして、外皮性能も大事にした上で建物自体の効果も踏まえて住宅建築物の省エネが進むようにと考えていければと思っております。

(議長) ありがとうございます。だんだん時間が近づいてきましたので、本日の議論は大変前向きで、非常によろしかったのではないかと思います。

以上で本日の審議を終了したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(議長) ありがとうございます。

そういうことですので、本日事務局から説明のありました省令・告示案については、これらの案のとおりとすることにしたいと存じます。

それから、今後国土交通省及び経済産業省において所要の経路を経た上で、省令・告示として決定されることとなります。仮に経路の過程で修正が生じた場合については、実質的な内容の変化がない限り、委員長の私に一任ということに進めていこうかと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(議長) ありがとうございます。

それでは、これらの案について必要であれば所要の修正を加え、今後国土交通省及び経済産業省において所要の経路を経た上で、省令・告示として決定されることとなります。

それでは、最後に事務局から今後のスケジュールについて説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、資料6をご覧ください。現時点での今後のスケジュールでございます。現在建築物省エネ法につきまして、全国各地におきまして概要の説明会、講習会、これらは1年目施行分の話でございますけれども、それを既に開始、実施しているところがございます。

また、本日ご議論いただきました省令・告示等々につきましては、社会資本整備審議会、これは12月18日に予定しておりますけれども、この建築物分科会とその下にございます建築環境部会、両方の会議について報告する予定でございます。

また、政令も含めた政省令・告示をあわせまして、本年12月末から1月ごろにかけてのいずれかの時点で公布する予定でございます。

また、1年目施行分につきましては、来年4月ごろの施行を予定しておりますけれども、その段階では今回ご議論いただきました基本方針、あるいは認定関係、容積率特例の話、表示制度が4月ごろの予定となっております。

また、一方で、適合義務ですとか、届出の制度等々につきましては、平成29年4月ごろの施行で考えてございます。こちらはまだ政令とかは未整理でございますけれども、そういった状況でございます。

また、平成28年度の春ごろから、本法に関する講習会、2年目講習についても開始す

る予定でございます。

以上が今後のスケジュールでございますけれども、今後のいろんな状況によって変わることがございますけれども、平成28年4月、あるいは平成29年4月に向けて体制整備等に努めてまいりたいと考えてございます。

長時間にわたり、ご審議、ありがとうございました。

(議長) 委員の皆さん、これまで大変熱心なご審議をありがとうございました。以上をもちまして、第8回合同会議を終了とさせていただきます。お疲れさまでした。

— 了 —